

太田市職員福利厚生対策費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市職員福利厚生対策費交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、太田市職員共済会に関する条例（平成17年太田市条例第57号）において定める太田市職員共済会（以下「共済会」という。）に対し、会員の健康管理等事業に要する経費の一部について交付金を交付することにより、会員の福利厚生を増進することを目的とする。

(交付対象事業経費)

第3条 この交付金の交付の対象となる事業に要する経費（以下「交付対象事業経費」という。）は、共済会が実施する健康管理等事業のうち、別表に掲げる事業に要する経費とする。

(交付率及び交付金の額)

第4条 交付金は、前条に規定する交付対象事業経費に対し、別表に掲げる各交付率以内で算定した額を予算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(書類の整備等)

第5条 交付金の交付を受けた共済会は、交付金の交付の対象となる事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該交付金の交付の対象となる事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に交付金の交付の決定を受けた共済会については、第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

交付対象事業	交付率
1 人間ドック・生活習慣病予防健診助成事業	2分の1
2 インフルエンザ予防接種助成事業	2分の1
3 心身の健康づくり事業	2分の1
4 職員駐車場管理事業	2分の1
5 職員駐車場借上事業	利用者負担との差額
6 その他市長が必要と認める事業	2分の1